

## 飯田市住民監査請求事務取扱要領

平成 26 年 1 月 15 日

飯田市監査委員決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）があった場合における取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第 2 条 請求は、飯田市職員措置請求書（様式第 1 号、以下「請求書」という。）に事実証明書を添付して、飯田市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出しなければならない。

2 請求書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

3 請求書を代理人が持参する場合は、監査請求人（以下「請求人」という。）から代理人への委任状（様式第 2 号）を請求書に添付するものとする。

(請求書の形式審査)

第 3 条 請求書が提出されたときは、飯田市監査委員事務局（以下「事務局」という。）において請求書の記載事項及び事実証明書について審査（以下「形式審査」という。）を行い、形式的な不備があると認めるときは補正を求めるものとする。

2 前項の形式審査については、受付審査表（別表第 1）により行うものとする。

3 第 1 項の補正は、持参により提出された請求書についてはその場で求めるものとし、その場での補正が困難なものについては請求書の再提出を求めるものとする。

4 請求書の補正に要する期間については、法第 242 条第 5 項に規定する監査期間から除外することで理解を求めるものとする。

5 本条の補正は、請求人の任意に基づくものであることに留意する。

(受付)

第 4 条 事務局は、請求書を収受したときは、受付印を押印する。

2 前条第 3 項後段の再提出が行われた場合は、再提出の日を受付日とする。

3 請求書の正式受付日は、請求書が適格と認めるとき又は必要な補正完了後及び補正に応じる意思がないことを確認した時点とすることで請求人の了承を得る。

4 請求人が複数の場合、請求人の理解を得て、事務局は、代表者選任届（様式第 3 号）の提出を求めることができるものとし、この届が出された場合には、その後の請求人に対する通知等は、代表者を通じて行うものとする。

5 受付印を押印した請求書は、その写し 1 部を請求人に交付するものとする。

(陳述等に関する意向確認)

第 5 条 請求書を受け付けたときは、事務局において、請求人に対し、次に掲げる事項に係る意向について確認するものとする。

(1) 法第 242 条第 6 項に規定する証拠の提出及び陳述に関すること。

(2) 前号の陳述を行う際の傍聴に関すること。

(3) 法第 242 条第 7 項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること。

(請求の取下げ)

第 6 条 請求人は、監査委員の監査終了前において、請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 請求の取下げは、飯田市職員措置請求取下げ書（様式第 4 号）により申し出なければならない。

3 取下げのあった請求の全部又は一部については、初めから請求がなかったものとみなす。

(住民であることの確認)

第 7 条 請求書を受け付けたときは、事務局において請求人が法第 242 条第 1 項の住民であることを

住民票、登記事項証明書等により確認する。

2 前項の方法により請求人が住民であることを確認できない場合は、請求人に対して、住民であることを証する書類の提出を求めることができるものとする。

(要件審査)

第8条 監査委員は、請求が法定の要件（以下「要件」という。）を満たしていると認められるときは、適法な請求として受理の決定をし、要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定を行うか、又は請求人に対し期間を定め補正（様式第5号）を求めることができる。

2 補正に要する期間については、法第242条第5項に規定する監査期間から除外して審査する。

3 請求書の要件審査にあたっては、要件審査表（別表第2）により行うものとする。

4 監査委員は、請求人が前項の規定に基づき補正を行い、要件を満たしたと認められるときは適法な請求として受理の決定を行い、請求者が期間内に補正を行わないとき、又は補正したが要件を満たしていると認められないときは不適法な請求として却下の決定をする。

5 監査委員は、受理の決定をしたときは、請求人及び法第242条第1項の請求に係る市長その他の執行機関又は職員（以下「関係執行機関等」という。）に対して、その旨を文書により通知するものとする。

6 監査委員は、受理の決定をした請求について、必要に応じ、法第242条第3項の規定による暫定的な停止の勧告（以下「暫定的停止勧告」という。）の適否を審査し、暫定的停止勧告を行うことが適当と認めたときは、その内容を決定する。

7 監査委員は、暫定的停止勧告を行う場合は、その理由を付して関係執行機関等に勧告し、勧告の内容を請求人に対して通知し、かつ、公表するものとする。

8 監査委員は、請求を受理したときは、法第242条第6項及び第7項に規定する陳述の実施に関して、別に定める取り扱い基準に従い、陳述の聴取の立会い、傍聴その他必要な事項についてあらかじめ決定しておくものとする。

9 監査委員は、不適法な請求として却下の決定をした場合においては、その旨を請求人に通知するものとする。

(監査の実施)

第9条 監査は、監査の対象となる機関又は職員からの事情聴取、関係書類の確認、閲覧及び照合等の方法により行うものとする。

2 監査委員は、必要があると認めるときは、法第199条第8項の規定により関係人についての調査等を行うものとする。

3 前項の関係人が代理人を定め当該調査等に協力する場合には、委任状（様式第2号）を提出するものとする。

4 監査委員は、監査の実施に当たり監査実施計画を作成する。

5 監査委員は、前項の監査実施計画に基づく監査の実施その他必要な事項について、関係執行機関等に文書で通知するものとする。

6 前項の通知により前条第5項の規定による関係執行機関等への受理通知を省略することができる。

(証拠の提出及び陳述)

第10条 法第242条第6項に規定する証拠の提出及び請求人の陳述は、請求の趣旨を補充することを目的とする。

2 請求人は、請求に係る追加の証拠を提出しようとする場合は、陳述日の前日までに事務局に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合にはこの限りではない。

3 前項の規定による提出は、郵送によることを妨げない。

- 4 監査委員は、必要があると認めるときは、法第 242 条第 7 項に規定する関係執行機関等の陳述の聴取を行うものとする。
- 5 第 1 項又は前項の陳述の聴取を行う場合は、日時及び会場は監査委員が別に定め、請求人又は関係執行機関等に文書により通知する。
- 6 監査委員は、必要があると認めるときは、法第 242 条第 7 項の規定により関係執行機関等又は請求人を立ち合わせることができるものとする。
- 7 第 1 項の証拠の提出及び請求人の陳述について、請求人が代理人に委任しようとする場合には、委任状（様式第 2 号）にてその旨を提出するものとする。

（監査結果の決定）

第 11 条 監査委員は、監査を終了したときは、合議により監査結果の決定を行うものとする。

（監査結果等の通知及び公表）

第 12 条 監査委員は、前条の監査結果の決定に従い、次のとおり処理するものとする。

- (1) 請求に理由があると認めるときは、議会又は関係執行機関等に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表するものとする。
  - (2) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により関係執行機関等及び請求人に通知するとともに、これを公表するものとする。
- 2 監査委員は、不適法な請求として却下の決定をした場合においては、その旨を請求人及び関係執行機関等に通知するものとする。

（措置結果に係る通知等）

第 13 条 監査委員は、前条第 1 項第 1 号の規定による勧告を受けた議会又は関係執行機関等から措置結果に関する通知があったときは、法第 242 条第 9 項後段の規定により請求人に当該通知に係る事項を通知し、かつ、これを公表するものとする。

（その他）

第 14 条 この要領により定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

飯田市職員措置請求書

飯田市長（又は〇〇委員会、監査委員、職員）に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

次の事項について記載してください。

- (1) 誰が（請求の対象機関、職員）、いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」を行っているか、また行うことが予測されるか。
- (2) その行為等は、どのような理由で違法又は不当なのか。
- (3) その結果、飯田市にどのような損害が生じているのか、又は生じることが予測されるのか。
- (4) 上記(1)(2)で特定した違法又は不当な行為等について、どのような措置を請求するのか。
- (5) 財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合は、その正当な理由。

2. 請求者

住所

職業

氏名（自署）

上記地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

飯田市監査委員 あて

(注1) 縦書きでも差し支えありません。

(注2) ワープロなどで作成した場合でも、氏名は、必ず自署（視覚障害者が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。

(注3) 請求書には、違法又は不当とする行為の事実証明書（新聞記事などでも可）を添付することが必要です。

(注4) 請求書は、飯田市監査委員事務局に直接持参するか又は郵送してください。

(注5) この請求に伴って収集する個人情報は、この請求に対応するとともに、住民監査請求の状況等を把握し、個人情報の保護に資するために利用します。

様式第2号（第2条、第9条及び第10条関係）

委任状

年月日

委任者

住所

氏名（自署）

私は、都合により〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

受任者

住所

氏名（自署）

委任事項（記載例）

- 1 請求書等の提出を委任する場合
  - ・請求書及び添付書類の提出に関する一切の件
- 2 関係人による事情説明や資料の提出を委任する場合
  - ・関係人の事情説明及び資料の提出に関する一切の件
- 3 証拠の提出及び陳述を委任する場合
  - ・証拠の提出及び陳述に関する一切の件

なお、「一切の」が入っている場合は、補正・修正・変更等に関する行為又はそのための連絡に関する全ての権限を委任することになります。

様式第3号（第4条関係）

代表者選任届

代表者

住所

氏名（自署）

連絡先

上記の者を代表者として選任し、下記事項を委任しました。

記

年月日付で提出した飯田市職員措置請求書に係る

- 1 補正についての通知
- 2 受理・却下についての通知
- 3 地方自治法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会についての通知
- 4 監査結果についての通知

に關すること。

請求人

住所 氏名（自署）

（住所 氏名（自署））

（住所 氏名（自署））

年月日

（宛先）飯田市監査委員

※ 請求人が多数で請求人欄に記載できない場合は、別紙にて提出してください。

様式第4号（第6条関係）

飯田市職員措置請求取下げ書

年 月 日付で提出した飯田市職員措置請求書を取り下げます。

年 月 日

請求人

住所 職業 氏名（自署）

（住所 職業 氏名（自署））

（宛先）飯田市監査委員

※ 氏名は自署（視覚障害者が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

様式第5号（第8条関係）

〇〇飯監第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

請求人 様

飯田市監査委員

（3名）

飯田市職員措置請求書の補正について（通知）

年 月 日付で提出のあった飯田市職員措置請求書について、補正されるよう求めます。

補正要旨

補正個所

補正期限

別表第1 (第3条関係)

住民監査請求の受付審査表(形式審査)

受付 年 月 日

住民監査請求の要件		適○、否×
1 請求書	(1) 請求書は、地方自治法施行規則第13条に規定する様式となっているか。	
	(2) 「表題」は記載されているか。 例：飯田市職員措置請求書	
	(3) 「件名」は記載されているか。 例：飯田市長に関する措置請求の要旨	
	(4) 「請求の要旨」は記載されているか。 例：①だれが(請求の対象となる職員) ②いつ、どのような財務会計上の行為で③その行為はどのような理由で違法又は不当で④その行為によりどのような損害が生じて⑤どのような措置を請求するか	
	(5) 請求人の「住所・職業・氏名」は記載されているか。	
	(6) 「氏名」は自署されているか。	
	(7) 「押印」は不要。(令和4年1月1日飯田市監査委員告示第6号による)	
	(8) 末尾は、「地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を要求します。」となっているか。	
	(9) 「請求年月日」は記載されているか。	
	(10) 「宛名」は「飯田市監査委員」となっているか。	
2 行為者(職員)の指定	飯田市長・○○委員会・委員又は職員で、職・氏名の指定があるか。(○○部、○○課)でも可	
3 請求者	(1) 飯田市の住民であるか。(個人の場合は住民票が当市にあるか口頭で確認する) ※生活の本拠地が当市であればよい。	
	(2) 請求者の数 (請求者が複数の場合には、連絡及び通知等の窓口として代表者を選任してもらう。別記第3号様式)	人
4 事実証明書	違法又は不当とする事実を証する書面が添付されているか。(新聞記事等でもよい)	
5 請求期間	当該行為があった日又は終わった日から1年以内か。 ただし、正当な理由があれば1年以上経過していても可である。なお、公金の賦課・徴収の管理を怠る事実の場合には、請求期間の制限がない。	
6 請求者(代表者)	氏名	
	電話番号	(自宅、勤務先、携帯)
備考		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領第5条の第1号から3号に規定された事項に関する意向を確認する。</li> <li>・不備があった場合には補正を求めるが、あくまで請求人の任意である。</li> <li>・請求要件の全てが確認できたら、請求書に受付印をし、その写しを請求人に交付する。</li> </ul>		

(受付担当： )

別表第2 (第8条関係)

要件審査表

( 年 月 日收受、監査・勧告期限 月 日、請求人 他 人)

審査項目		( 年 月 日審査日)	審査内容・結果	適・否
形式及び 手続	形式的要件			
	請求書の様式	受付審査表で確認		
	事実証明書	違法又は不当とする事実を証する書面 ・ ・		
	請求人の資格	当市の住民、法律上の行為能力の認められている限り法人、個人を問わない * 飯田市の住民である。 * 住所とは生活の本拠地		
	行為者の指定	地方公共団体の長、委員会、委員、職員 ( )		
	請求の期限	財務会計行為のあった日又は終わった日から1年以内であるか。 (財務行為年月日： 年 月 日)		
行為及び 結果	実質的要件			
	請求の対象となった行為。 違法又は不当な財務会計上の行為	① 公金の支出 ② 財産の取得・管理・処分 ③ 契約の締結・履行 ④ 債務その他の義務の負担 ⑤ ①～④の行為が相当の確実さで予測される場合 ⑥ 公金の賦課・徴収を怠る事実 ⑦ 財産の管理を怠る事実	該当番号	
	違法性・不当性	違法・不当とする事実の主張又は理由の提示		
	特定性・具体性	請求事項を特定できる程度の具体性		
	損害発生の可能性	行為の結果としての財政的損害の発生または恐れ		
必要な措置の内容	当該行為を ①事前の防止、②事後的に是正、③怠る事実を改める措置、④被った損害補填のいずれの措置を求めているか			
法第242条の請求としての適否				